

契約等の手続きにおける押印等の省略について

この度、島根県警察が行う契約等の手続きにおいて、下記の書類への代表者印、社印等の押印を省略できることとしましたので、お知らせします。

なお、国が支弁する経費（国費）と県が支弁する経費（県費）で一部取扱いが異なりますのでご注意ください。

記

- 1 国費における取扱い（文書の宛名が「島根県警察会計担当官」のもの）
 - (1) 押印を省略できるもの
 - ア 請求書
 - イ 見積書
 - ウ 請求書
 - エ 納品又は役務の完了を確認する書面（納品書、業務完了報告書等）
 - (2) 押印省略時の措置
押印を省略する場合は、当該書類に
 - ・ 『書類の発行権者』 の氏名及び連絡先
 - ・ 『本件事務担当者』 の氏名及び連絡先を必ず記載してください。
- 2 県費における取扱い（文書の宛名が「島根県警察本部長」又は「〇〇警察署長」のもの）
 - (1) 押印を省略できるもの
 - ア 請求書、領収書、納品書
 - イ 見積書、入札書、委任状
 - ウ 届出書、報告書、申請書、通知書（県との契約に関して提出する書類）
 - (2) その他
 - ア 押印を省略された見積書及び請求書は電子メールで提出できます。電子メールで提出される場合はPDF形式で送信してください。（送信先は各取扱担当者に確認してください。）
 - イ 押印を省略される場合は、できるだけ担当者名と連絡先を記入してください。
- 3 その他
確認のため、記載連絡先には、必要に応じてこちらから連絡させていただく場合があります。

本件に関する連絡先
島根県警察本部会計課 監査室
電話：0852-26-0110 内線2252・2256